明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十二条　民間部門

1　締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、民間部門に係る腐敗行為を防止し、並びに民間部門における会計及び監査の基準を強化するための措置をとるものとし、適当な場合には、これらの措置に従わないことについて、効果的な、均衡のとれた、かつ、抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定めるための措置をとる。

2　1の目的を達成するための措置には、特に次の事項を含めることができる。

(a)　法執行機関と関連の民間の主体との間の協力を促進すること。

(b)　関連の民間の主体の誠実性を保障するための基準及び手続（事業活動及びすべての関連する職業上の活動を正確に、廉潔に及び適正に遂行し、並びに利益相反を防止するための行動規範並びに事業相互の間における及び国との事業に係る契約上の関係における適切な商慣行の利用を促進するための行動規範を含む。）の策定を促進すること。

(c)　民間の主体について透明性を高めること（適当な場合には、企業の設立及び運営に関係する法人及び自然人の特定に関する措置を含む。）。

(d)　民間の主体を規律する手続（公の当局により商業活動のために与えられる補助金及び免許に関する手続を含む。）の濫用を防止すること。

(e)　公務員であった者の職業上の活動又は民間部門による辞職後若しくは退職後の公務員の雇用がこれらの公務員がその任期中に遂行し、又は監督していた任務に直接関係する場合において、適当なときは、そのような活動又は雇用を行うことに対し合理的な期間制限を課することにより、利益相反を防止すること。

(f)　民間企業が、その構成及び規模を考慮して、腐敗行為を防止し、及び探知することに資する内部の監査について十分な管理を行うことを確保し、並びに民間企業の勘定書及び必要とされる財務諸表が適当な監査及び証明の手続に従うことを確保すること。

3　締約国は、腐敗行為を防止するため、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示並びに会計及び監査の基準に関する自国の法令に従い、この条約に従って定められる犯罪を行うことを目的とする次の行為を禁止するために必要な措置をとる。

(a)　簿外勘定を設定すること。

(b)　帳簿外での取引又は不適切に識別された取引を行うこと。

(c)　架空の支出を記載すること。

(d)　目的が不正確に識別された負債を記入すること。

(e)　虚偽の書類を使用すること。

(f)　法律に定める日前に帳簿書類を故意に廃棄すること。

4　締約国は、第十五条及び第十六条の規定に従って定められる犯罪を構成する要素の一つである賄賂（ろ）となる支出並びに適当な場合には、腐敗行為を助長するために要したその他の支出について、税の控除を認めてはならない。

第十三条　社会の参加

1　締約国は、自国が有する手段の範囲内で、かつ、自国の国内法の基本原則に従い、腐敗行為の防止及びこれとの戦いについての市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の積極的な参加を促進するため、並びに腐敗行為の存在、原因及び重大性並びに腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、適当な措置をとる。このような参加は、次の措置によって強化されるべきである。

(a)　意思決定手続の透明性を高め、及び意思決定手続についての公衆の参加を促進すること。

(b)　公衆が情報を効果的に利用することができるようにすること。

(c)　腐敗行為を許容しないことに資する広報活動及び公共教育計画（学校及び大学の教育課程を含む。）を実施すること。

(d)　腐敗行為に関する情報を求め、受領し、公表し、及び提供する自由を尊重し、促進し、及び保護すること。これらの自由については、一定の制限を課することができる。ただし、そのような制限は、法律によって定められ、かつ、次のいずれかの目的のために必要とされるものに限る。

(i)　他の者の権利又は信用を尊重すること。

(ii)　国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳を保護すること。

2　締約国は、この条約に定める関連の腐敗行為の防止のための機関を公衆に周知させるために適当な措置をとるものとし、また、適当な場合には、この条約に従って定められる犯罪を構成すると認められる事件に関する報告（匿名によるものを含む。）を行うためにそのような機関を利用することができるようにする。

第十四条　資金洗浄を防止するための措置

1　締約国は、次の措置をとる。

(a)　すべての形態の資金洗浄を抑止し、及び探知するため、自国の権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関（金銭又は金銭的価値を有するものの移転のための公式又は非公式の役務を提供する自然人又は法人を含む。）並びに適当な場合には特に資金洗浄が行われやすい他の機関についての包括的な国内の規制制度及び監督制度を設けること。これらの制度は、顧客及び適当な場合には受益者の身元確認、記録保存並びに疑わしい取引の報告を求めることに重点を置くものとする。

(b)　第四十六条の規定の適用を妨げることなく、資金洗浄との戦いに従事する行政当局、規制当局、法執行当局その他の当局（国内法に基づき適当な場合には、司法当局を含む。）が、自国の国内法に定める条件の範囲内で、国内的及び国際的に協力し、及び情報を交換するための能力を有することを確保し、並びにそのために潜在的な資金洗浄に関する情報の収集、分析及び提供について自国の中心としての役割を果たす金融情報機関の設立を考慮すること。

2　締約国は、情報の適正な使用を確保するための保障を条件とし、かつ、合法的な資本の移動を何ら妨げることなく、現金及び適当な譲渡可能な証書の国境を越える移動を探知し、及び監視するための実行可能な措置をとることを考慮する。これらの措置には、相当な量の現金及び適当な譲渡可能な証書の国境を越える移転について報告することを個人及び企業に求めることを含めることができる。

3　締約国は、金融機関（送金を行う業者を含む。）に次のことを求めるための適当かつ実行可能な措置をとることを考慮する。

(a)　送金元に関する正確かつ有意義な情報を資金の電子的送金のための様式及び関連する通信に含めること。

(b)　一連の支払全体にわたって(a)の情報を維持すること。

(c)　送金元に関する完全な情報を伴わない資金の移転に対し厳格な審査を適用すること。

4　締約国は、この条の規定に基づき国内の規制制度及び監督制度を設けるに当たり、他の条の規定の適用を妨げることなく、地域機関、地域間機関及び多数国間機関による関連の提案であって資金洗浄と戦うためのものを指針として使用するよう求められる。

5　締約国は、資金洗浄と戦うため、司法当局、法執行当局及び金融規制当局の間の世界的、地域的及び小地域的な協力並びに二国間の協力を発展させ、及び促進するよう努める。

第三章　犯罪化及び法執行

第十五条　自国の公務員に係る贈収賄

締約国は、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a)　公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。

(b)　公務員が、自己の公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領すること。